

官公庁・学校・試験場の除外について

- 1 漁業センサスにおける漁業経営体の定義は「過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所」としている。
- 2 官公庁・学校・試験場については、第1次漁業センサス（昭和24年（1949年））以降、調査対象として把握してきたところであるが、当時は、戦争により労働力や漁船隻数等が喪失していた中で、基本的な生産構造の把握が緊急の課題であったことから、漁業生産を業としていない官公庁・学校・試験場も含めて把握したものである。
- 3 2008年漁業センサスにおいては、前回センサスに係る統計審議会答申において、産業統計としての漁業センサスということが指摘されたことを踏まえ、生産物の販売を直接の目的としていない官公庁・学校・試験場については、除外することとしたものである。
ちなみに、農林業センサスでは、従来から農業収入を得ることを直接の目的としていない官公庁・学校・試験場は、調査票の配布対象としていない。
- 4 なお、官公庁・学校・試験場における漁業種類、漁船隻数、養殖面積等については、各機関のホームページや「農林水産省関係試験研究機関基礎調査」（農林水産省：届出統計）により、既に公表・提供されている。

官公庁・学校・試験場におけるホームページ上の公表状況

	漁船隻数	漁船トン数	営んだ漁業種類	養殖施設規模	従事者数	備考
A 県水産技術センター						
B 県水産試験場						
C 県水産試験場						
D 県実習事務所						
(社) E 県栽培漁業協会						種苗生産
F 県立水産高等学校						
H 大学						
I 高等学校						
J 栽培漁業協会						種苗生産
(財) K 県栽培漁業協会						種苗生産